大曲仙北広域市町村圏組合消防職員訓練時安全管理要綱

平成２５年４月１日
消防本部訓令第３号

目次

第１節　総則（第１条―第４条）
第２節　大規模訓練時における安全管理体制（第５条―第８条）
第３節　通常訓練時における安全管理体制（第９条―第１１条）
第４節　安全管理業務等（第１２条―第２０条）
附則

第１節　総則

（目的）

第１条　この要綱は、大曲仙北広域市町村圏組合消防職員安全衛生管理規程（平成２５年訓令第２号以下「規程」という。）第３４条に基づき、訓練時の安全管理に関する必要な事項を定め、事故防止に資することを目的とする。

（訓練の計画的実施）

第２条　消防本部の課長、消防署及び分署長（以下「所属長」という。）は、訓練計画をたて、訓練を計画的に実施するよう努めなければならない。

２　前項に規定する訓練計画は、年間計画及び月間計画とする。

３　前項の規定する訓練計画は、安全かつ確実に実施できるものとする。

（用語の意義）

第３条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　大規模訓練　消防本部及び消防署が他の機関と合同で実施する訓練又は消防長が別途定める訓練

（２）　通常訓練　大規模訓練以外の訓練で消防長又は所属長が定める通常の訓練

（３）　軽易な訓練　大規模訓練及び通常訓練以外の訓練

（所属長の責務）

第４条　所属長は、消防における訓練の重要性を十分認識するとともに、安全管理の責任者として訓練時の事故防止に努めるとともに、所属職員の安全管理能力の維持向上に努めなければならない。

第２節　大規模訓練時における安全管理体制

（統括安全責任者等）

第５条　大規模訓練を実施する場合は、当該訓練の安全を確保するため、統括安全主任者、大規模訓練安全責任者及び必要に応じ大規模訓練安全副主任者を置かなければならない。

２　前項の総括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び大規模訓練安全副主任者の配置は、訓練計画時において定めるものとする。

（統括安全主任者の職務）

第６条　統括安全責任者は、大規模訓練時において大規模訓練安全主任者及び大規模訓練

安全副主任を指導監督するとともに、当該訓練の安全管理について統括し、統括訓練指導者を補佐する。

（大規模訓練安全主任者の職務）

第７条　大規模訓練安全主任者は、大規模訓練時における安全管理者の推進者として統括安全責任者を補佐するとともに、大規模訓練安全副主任者を指導監督し、次に掲げる事務を掌理する。

（１）　訓練計画における安全管理に関すること。

（２）　訓練場所（施設）及び使用資器材の点検に関すること。

（３）　訓練時の監視及び事故防止に関すること。

（４）　その他訓練時の安全管理に関すること。

（大規模訓練安全副主任者）

第８条　大規模訓練安全副主任者は、統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者の指示を受け、訓練時の安全管理に関する事務を補佐する。

第３節　通常訓練時における安全管理体制

（安全主任者等）

第９条　所属長は、通常訓練を実施する場合は、安全主任者及び必要に応じ安全副主任者を置かなければならない。

２　前項の安全主任者及び安全副主任者の配置は、訓練計画時において定めるものとする。

（安全主任者の職務）

第１０条　安全主任者は、通常訓練時において安全副管理者を指導監督し、当該訓練の安全管理について統括するとともに、第７条各号に掲げる事項を掌理する。

（安全副主任者の職務）

第１１条　安全副主任者は、安全主任者の指示をうけ、訓練時の安全管理に関する事務を補佐する。

第４節　安全管理業務等

（訓練計画及び安全管理計画）

第１２条　消防長又は所属長は、訓練を実施しようとする場合には、統括訓練指揮者又は訓練指揮者にあらかじめ訓練計画書を作成させなければならない。

２　統括訓練指揮者又は訓練指導者は、訓練計画の内容のうち安全管理に関する事項（以下「安全管理計画」という。）については、統括安全主任者又は安全主任者と協議し作成しなければならない。

（安全管理事項）

第１３条　統括安全主任者又は安全主任者は、前条に定める安全管理計画に従い安全管理業務を円滑に実施するため、訓練を実施前、実施中、実施後の３段階に区分した安全管理事項を定めるとともに、必要に応じ安全管理点検表（別記様式）を作成しなければならない。

（訓練前教育）

第１４条　統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、訓練を実施する場合には、訓練の内容及び方法等の説明を十分に行うとともに、展示、個人指導等必要な教育を行わなければならない。

（統括訓練指導者等の職務）

第１５条　統括訓練指揮者及び訓練指揮者は、訓練時において職員を直接指揮監督する者として安全管理計画に十分留意し、訓練計画に沿った訓練を実施するとともに、常に訓練の実施状況を的確に把握し職員の事故防止に努めなければならない。

（総括安全主任者等の職務）

第１６条　統括安全主任者、大規模訓練安全主任者又は安全主任者は、第１２条に基づく安全管理計画及び第１３条に基づき必要に応じ作成する安全管理点検表に従い、当該訓練が安全確実に実施されるよう監視するとともに、改善すべき事項を認めた場合は、統括訓練指揮者又は訓練指揮者に改善措置を具申しなければならい。

２　前項において、公務災害等の発生危険がある場合は、職員に対し直接訓練の中止等必要な措置を講じなければならない。

（職員の職務等）

第１７条　職員は、訓練を通じ厳正な規律の確保及び適切な部隊行動並びに必要な消防技術の修得に励むとともに、自己管理を基本とした責任感と相互信頼感を堅時し、訓練時の事故防止に努めなければならない。

２　職員は、統括訓練指揮者及び訓練指揮者の安全管理上の指示に従わなければならない。

（訓練終了後の検討）

第１８条　統括訓練指揮者又は訓練指揮者及び統括安全主任者又は安全主任者は、訓練終了後、訓練参加職員の一部又は全部の参加を求め、事後検討を行わなければならない。

（記録等）

第１９条　統括訓練指揮者又は訓練指揮者は次に掲げる訓練に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

（１）　訓練計画に関する記録

（２）　訓練の実施に関する記録

（３）　訓練中の事故に関する記録

（４）　その他訓練に関する記録

２　統括安全主任者又は安全主任者は、次に掲げる訓練の安全管理に関する記録を整備し、所属長に報告するとともに、必要に応じ消防長に報告しなければならない。

（１）　訓練において講じた安全管理上の措置に関する記録

（２）　安全管理点検表に関する記録

（３）　事後検討に関する記録

（４）　その他訓練における安全管理に関する記録

（補則）

第２０条　この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

（大曲仙北広域消職員訓練時安全管理要綱の廃止）

２　大曲仙北広域消防職員訓練時安全管理要綱（昭和６０年大曲仙北広域市町村圏組合消防本部訓令第３号）は、廃止する。

別表　安全管理体制フロー図

大規模訓練時

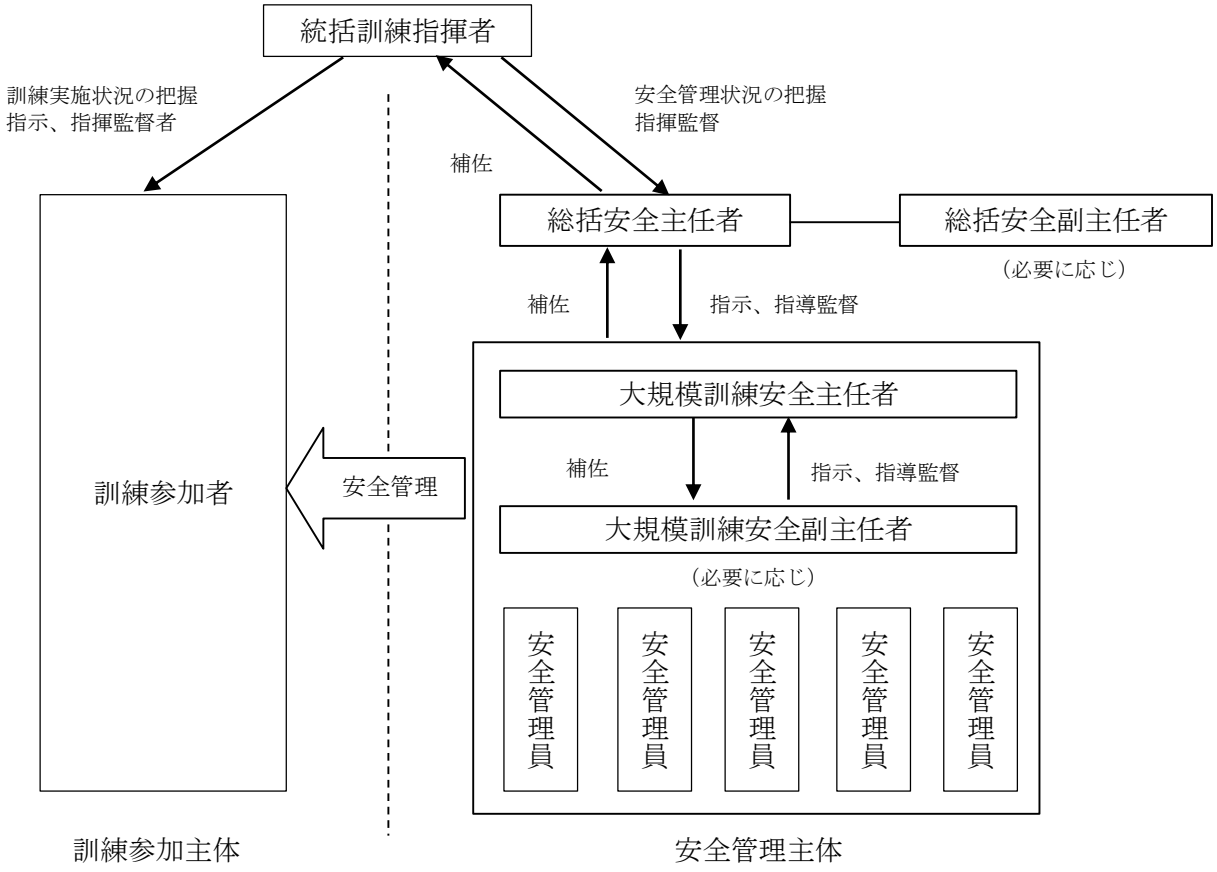

通常訓練時

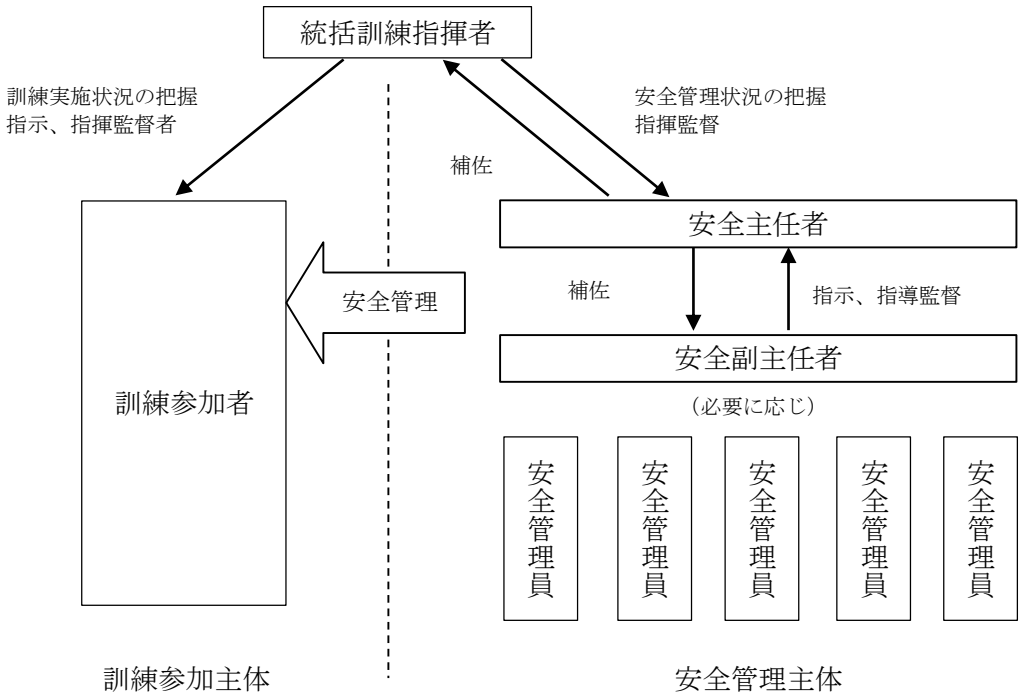

別記様式（第１３条）

安　全　管　理　点　検　表

訓練指揮者職氏名	
統括安全主任者職指名	
大規模訓練安全主任者職氏名	
安全主任者職氏名	
大規模訓練安全副主任者職氏名	
安全副主任者氏名	

区　分		安全管理点検内容	点検状況
訓練実施前	安全管理点検事項	隊員に対する事前教育の実施	
		訓練施設の事前点検の実施	
		訓練指揮者、安全主任者の事前打合せの実施	
		訓練実施時の安全管理事項の徹底	
		使用資機材の事前点検の実施	
		安全主任者、安全副主任者の適正配置	
		隊員の健康状態の確認	
		隊員の服装点検	
		準備体操の実施	
訓練実施中	安全管理点検事項	隊員の服装の乱れ	
		隊員の行動、呼称及び復唱の確認	
		指揮系統の確保、現場規律の保持	
		隊員の使用資機材の操作、習熟度	
		確保ロープ等、安全管理措置	
		使用資機材の損傷及び故障等の確認	
		訓練時間、休憩時間の適正	
		隊員の疲労度の確認	
		個人差に応じた訓練の実施	
		訓練実施中の隊員数の適否	
訓練実施後	安全管理点検事項	使用資機材の点検	
		使用資機材の損傷及び故障等の確認	
		隊員の健康状態、怪我等の有無	
		整理体操の実施	
事後検討内容等			

備考

１　安全管理事項については、訓練指揮者が安全に責任者等と協議し決定する。

２　点検の状況欄については、安全主任者が〇印を記入し確認する。